

## 小田原市公設地方卸売市場条例施行規則の一部改正について

### 1 背景

小田原市公設水産地方卸売市場（以下「水産市場」という。）では、卸売業者が卸売のために販売を委託されており、それに伴って委託者から委託手数料を収受していますが、今後の水産市場における持続可能な市場運営を図る観点からこの委託手数料の率を改定する等のため、小田原市公設地方卸売市場条例施行規則を一部改正するものです。

### 2 対象となる規則

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則

### 3 内容

#### (1) 委託手数料の率の区分の変更

委託手数料の率の区分を市内と市外による区分に明確化するとともに、次のように変更することとします。

| 改正後                                                                | 改正前                                             |
|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| ア 市内漁業者の委託によるもの<br>イ 市外漁業者の委託によるものであって、小田原漁港で陸揚げされたもの<br>ウ 上記以外のもの | ア 地元漁業者の委託によるもの<br>イ 地元外漁船の委託によるもの<br>ウ 上記以外のもの |

#### (2) 委託手数料の率の引上げ

委託手数料の率を次のように引き上げることとします。（小田原市公設地方卸売市場条例における生鮮水産物及びその加工品の販売にかかる委託手数料の率の上限は、6.0％とされています。）

| 区分                               | 改正後  | 改正前  | 増減    |
|----------------------------------|------|------|-------|
| 市内漁業者の委託によるもの                    | 4.8％ | 3.8％ | +1.0％ |
| 市外漁業者の委託によるものであって、小田原漁港で陸揚げされたもの | 5.5％ | 4.5％ | +1.0％ |

### 4 施行年月日（予定）

令和9年4月1日